

公園、緑地として無償貸付中の普通財産の取扱いについて

昭和 47 年 5 月 31 日
蔵理第 2407 号

改正 平成 3 年 6 月 7 日蔵理第 2154 号
同 12 年 12 月 26 日同 第 4612 号
大蔵省理財局長から財務局長宛

公園、緑地として無償貸付中の普通財産の取扱いについては、下記によることとしたから、通知する。

この通達の趣旨は、公園、緑地として無償貸付中の普通財産について、その利用状況の把握に努めるとともに、相手方の契約上の義務違反に対する措置を厳正に行い、その履行の確保を図ることにある。

記

- 1 公園、緑地として無償貸付中の普通財産については、相手方から少なくとも年 1 回その利用状況に関する報告又は資料の提出を求め、また、貸付期間満了 3 ヶ月前(都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)附則第 9 項の適用を受ける地盤国有公園については、契約書第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定により違約金の額を 5 年ごとに改定する期間の満了 3 ヶ月前、以下同じ。)に、必ず現地調査を行ない、その利用状況のは握に努めるものとする。
- 2 上記 1 によりその利用状況のは握を行なった結果、相手方が契約に定める義務を履行していない場合には、次により違約金の徴収、契約更新の停止及び有償への切替等適切な措置を講ずるものとする。
 - (1) 事案の内容からみて、契約に定めるところにより是正措置を講ずることが可能なものについては、すみやかに措置する。
 - (2) 事案の内容からみて、その是正措置について検討を要すると認められるものについては、本省との連絡を密にして措置する。
- 3 公園、緑地として無償貸付中の普通財産(公園、緑地として使用されているもので、契約未済となつているものを含む。)のうち、大都市(財務局(福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。)所在の都市(ただし、関東財務局の場合には東京都 23 区)及び人口おおむね 50 万人以上の都市とする。)に所在するもので、その利用状況等について懸案となつているもの又は今後社会的問題を惹起するおそれのあるものについては、その利用状況及びその措置状況の経過について見なおしを行ない、その是正措置を講ずる必要のあるものについては、必要に応じ、本省の指示を求めて積極的に措置するものとする。